

Ⅱ バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

本章では、運転者がバス運行及び乗客の安全を確保するために守るべき交通ルールや安全確認の方法などについて整理しています。

指導においては、バス運転者が守るべきルール等について理解させるとともに、これから逸脱した運転方法による交通事故の実例を説明し、危険な運転を確認させることが重要です。

 【指針第1章2—(2)】

1. バス運行に係る法令

指導のねらい

バスの運行を行うには、遵守すべき法令があります。運転者にとっても、遵守すべき事項が規定されていますので、法令について理解させるとともに、遵守すべき事項を認識させましょう。

(1) 旅客自動車運送事業に係る法令 法

CHECK!

ポイント

旅客自動車運送事業に係る法令としては、「道路運送法」などの法令がありますが、これらの法令の概要、運転者が遵守すべきポイントを確認させましょう。

- 法令としては、「道路運送法」「旅客自動車運送事業運輸規則」などがあります。
- 運転者は、日常点検の実施・確認、運行前後の点呼を受けるなどが規定され、これを遵守することが必要です。

【解 説】

① 「道路運送法」(国土交通省)

バス事業を行っていく上での基本となる法律です。許可申請、運賃および料金、安全管理規程の他、輸送の安全等に関する事項などが定められていることを認識させましょう。この中で、バスの事業区分は以下のように分けられています。

①乗合バス（一般乗合旅客自動車運送事業）

a.路線定期運行（一般バス）

b.路線不定期運行

c.区域運行（主に乗合タクシー）

②貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業）

③特定旅客自動車運送事業

④例外許可（貸切、乗用旅客事業者による乗合旅客運送、自家用有償旅客運送）



■道路運送法：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26H0183.html>

■旅客自動車運送事業運輸規則：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31F03901000044.html>

② 「旅客自動車運送事業運輸規則」(国土交通省令)

道路運送法に基づき、「旅客自動車運送事業運輸規則」が定められています。この中で、運転者が遵守すべき事項として、主に以下のような事項があることを確認させましょう。

法

- ・危険物等を車内に持ち込まないこと
- ・酒気を帯びて乗務しないこと
- ・乗客が乗っている車内で喫煙しないこと
- ・日常点検を実施し、またはその確認をする
- ・乗務前及び終了時には、点呼を受け、乗務に関する報告をすること
- ・疾病、疲労、飲酒等の理由により安全な運転ができない恐れのあるときは申し出ること
- ・乗客を乗せた運行中に車両の重大な故障を発見した又は発生する恐れを認めるときは直ちに運行を中止すること
- ・乗務記録を行うこと など



また、特にバス運転者に対する遵守事項として、主に以下のような事項があることを確認させるとともに、運行指示書に従って運行することの重要性などを理解させましょう。

法

- ・発車は車掌の合図によって行うこと（車掌が乗務する場合）
- ・発車の直前に安全の確認ができない場合は、警音器をならすこと
- ・警報装置のない踏切・踏切警手がいない踏切では、車掌の誘導を受けること（車掌が乗務する場合）
- ・運行時刻前に発車しないこと
- ・乗客が乗っている走行中に話をしないこと
- ・ワンマンカーの運転者は、乗降口のドアを閉じた後でなければ発車してはならない
- ・ワンマンカーの運転者は、停車前に乗客の乗降のためにドアを開けてはいけない
- ・路線バスの運転者は、乗務中運行表を携行すること
- ・貸切バスの運転者は、乗務中運行指示書を携行すること



IV.乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項

本章では、乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項について整理しています。

指導においては、「急」の付く運転を行ったことにより乗客が転倒するなどの事故事例などを挙げ、また高速バスでは、シートベルトの着用の義務と安全について理解させることが大切です。

➡【指針第1章 2-(4)】

指導のねらい

バス運行では、乗客が着座している場合、立って乗車している場合などがあり、こうした乗客の状況に応じ、安全を確保する運転をすることが必要です。「急」の付く運転はしない、立っている乗客の安全を確認する、高速道路での速度注意など、乗客の安全確保のために留意すべき事項を認識させましょう。

(1) 「急」の付く運転はしない

CHECK!

ポイント

「急」の付く運転は、乗客に負荷がかかり、転倒を招きます。路線バスなど立っている乗客があるバスでは、車内転倒事故が多く起こっています。ゆとりある運転を心がけさせましょう。

【解 説】

急発進、急加減速、急ハンドルなど、「急」の付く運転は、乗客に負荷がかかります。特に、路線バスなどの立っている乗客には大きな負荷となり、転倒事故を招きます。「急」の付く運転はせず、ゆとりある運転を心がけさせましょう。

- 急発進、急加減速は、その衝撃により、乗客に負荷がかかり、車内で転倒する恐れがあります。
- 立っている乗客の安全を確保するため、発車・停車時には、滑らかに加減速を行いましょう。



(2) カーブでの追越しはしない

CHECK!

ポイント

カーブや追越しでの急ハンドルは、遠心力が強くなり、乗客の転倒を招きかねず、また、事故の危険性も高くなります。カーブでの追越はせず、ゆとりあるハンドル操作を心がけさせましょう。

【解説】

- カーブや追越し時に速度を落とさず、急なハンドル操作を行うことは、乗客に不安や恐怖感を与えることを認識させましょう。
- カーブでの急ハンドルは、遠心力を起こし、この遠心力により、車のコントロールが難しくなります。これにより、車が横滑りを起こし、路外への飛び出しなどの事故の危険性が高くなることを理解させましょう。
- 乗客の安全を第一に、急なハンドル操作はやめ、快適な走行を心がけさせましょう。

(3) 安全な速度と十分な車間距離を保つ

CHECK!

ポイント

法定速度を遵守することはもちろん、気象状況や道路状況に応じた速度での走行が必要です。車間距離を十分にとり、安全走行を心がけさせましょう。

【解説】

- 安全走行には、法定速度を遵守することはもちろん、悪天候の場合、渋滞の場合など状況に応じた速度走行が必要です。特に、高速道路の走行などでは、十分な車間距離をとって安全走行を心がけさせましょう。
- 長い時間の走行、夜間の走行などでは、速度感が鈍って速度オーバーになりがちです。ときどき速度計を確認し、安全な速度を保ちましょう。
 - 高速走行では、制動距離が長くなります。十分な車間距離を保ち、追突事故などを防ぎましょう。

(4) 乗客の状況を確認する

CHECK!

ポイント

路線バスでは、高齢者の車内転倒が多く発生しています。発車前には、乗客が着席又は手摺りにつかまっているかの状況確認をするとともに、走行時には立ち上がったリ、席を移動しないよう、呼びかけることが必要であることを理解させましょう。

【解説】

路線バスでは、高齢者の車内転倒事故が多く発生しており、その要因は走行中に降車のた

めに立ち上がって移動することによる場合が多くなっていますが、高齢利用者の心理としては、降車のために時間がかかるため、周囲に迷惑をかけないように、早めの行動をしていることを理解させましょう。

- 発車時には、乗客が確実に乗車しているか、車内で着席又は手摺り等につかまっているかをミラー等で確認してから走行しましょう。
- 高齢者が走行中に立ち上がらないよう、「バスが止まるまでは席を立たないでください」などの車内アナウンスで注意喚起をしましょう。
- また、これから行う運転や操作についても、逐次乗客に伝えることにより、事故を未然に防ぐことができます。
- 他の乗客にも、高齢者がゆとりを持って乗降できるように協力してもらうことが必要です。

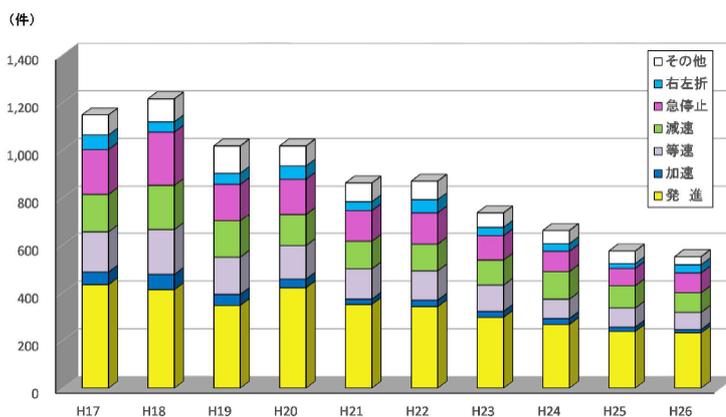
バスの車内事故を防ぐ

バスの車内事故は、車内アナウンスやポスター掲示などの「バス車内事故防止キャンペーン」の効果により、減少しつつあります。車内事故を防止するためには、今後もアナウンスなどを続けて行っていくことが必要です。



これを活用！「バスの車内事故を防止するための安全対策の提言」

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090427_2_.html



行動類型別バスの車内事故件数の推移

出典：「事業用自動車の交通事故統計」（財）交通事故総合分析センター）



◆車内アナウンスの例

「ただいま、車内事故防止キャンペーンを実施しております。走行中の移動は大変危険です。お降りの際はバスが確実に止まってから席をお立ち下さい。車内事故防止にご協力をお願いします。」

(5) シートベルト着用の徹底を図る

CHECK!

ポイント

シートベルトが備えられているバスでは、乗客の安全のために、着用させることが必要です。高速道路では、乗客のシートベルト着用が義務付けられています。シートベルトを着用しなかった場合の事故の危険性を認識し、乗客のシートベルト着用を徹底させることの必要性を認識させましょう。

【解説】

① シートベルト非着用の危険性

○シートベルトを着用しないで事故となった場合、乗客の死亡率が上昇し、車外放出の危険もあります。また、乗客が前席へ衝突することによる傷害の可能性も高くなっていることを認識させましょう。

○事件事例（ドライブレコーダーデータなどを活用）でシートベルト非着用の危険性について認識させましょう。

② シートベルト着用の必要性

法

○シートベルトは、事故にあった場合の被害を大幅に軽減し、乗客の安全の確保に役立ちます。

○高速道路における乗客のシートベルト着用は、法令で義務付けられています。乗客の安全を守るためにも、「お客さまの安全のために、シートベルトの着用をお願いします」などと声がけして、乗客のシートベルト着用を促がすことの必要性を認識させましょう。

○一般道路でも、シートベルトの着用は、乗客の安全を確保します。一般道路でもシートベルトの着用を促させましょう。

(6) 走行中の運転への集中

CHECK!

ポイント

バスの走行中に乗客に話しかけられたり、すれ違う同社の運転者にあいさつ（拳手挨拶）されるなど、運転に集中できない状況も生じます。乗客の安全を確保するためには、走行中は運転に集中させましょう。

【解説】

○走行中に乗客から話しかけられたときには、次の停留所で停止するまで着座して待つていただくよう、お願いをすることを徹底させましょう。

○すれ違う同社の運転者へのあいさつ（拳手挨拶）などは脇見運転となり、乗客の安全を損ないかねないのでやめさせましょう。



【シートベルトの着用を徹底させる】

乗客の安全を確保するため、乗務員に以下の点を徹底させることが必要です。

(1) シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用できる状態にしておきましょう。

(2) 国土交通省及び警察庁が作成したリーフレットを座席ポケットに備え付けるなどにより、乗客のシートベルトの着用の注意喚起を行いましょう。

(3) 車内放送等^(※)により乗客にシートベルトの着用を促しましょう。

(※公益社団法人日本バス協会において、シートベルト着用を促すDVDを作成していますので、活用しましょう。なお、音声テープだけではなく、乗務員がアナウンスをすることも重要です。)

(4) 発車前に乗客のシートベルトの着用状況を確認しましょう。

その他にも、シートベルト着用徹底のアナウンス後、乗客がシートベルトを着用する時間を取ってから発車するなど工夫しましょう。

(国土交通省及び警察庁作成のリーフレット)



バス乗車の際は
シートベルトを締めましょう

シートベルトを着用しないと、
高速道路で **約9倍**
一般道路を含めると **約14倍**
命の危険性が高まります!!

※ 出典:平成26年 交通事故統計(シートベルト着用有無別致死率)

国土交通省 警察庁
National Police Agency

国土交通省HP：バス乗車の際はシートベルトをしめましょう！！

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

本章では、乗客の乗降時における、停車・ドアの開閉・発車などを安全に行うための配慮事項について整理しています。

指導においては、乗降時の不適切な操作等による交通事故の実例により、運転者に危険性を認識させるとともに、周辺の状況を把握し、安全に乗客を乗降させるための留意が必要であることを理解させることが大切です。

 【指針第1章 2-(5)】

2. 高齢者・障がい者の乗降時の安全の確保

指導のねらい

ノンステップバスの導入が進んでいるバスは、高齢者や障がい者などの移動制約者の方の乗車が多くあります。こうした方々の乗降時の安全確保について認識させましょう。

(1) 高齢者の安全の確保

CHECK!

ポイント

高齢者は乗降などに時間がかかるため、周囲に迷惑をかけないように、早めの行動をしがちです。急がせることなく、ゆっくりと乗降させるよう心がけさせましょう。

【解 説】

- バス停では、高齢者が大きくまたがなくて済むように、また、転倒の危険を少なくするためにも、可能な限り歩道に近づけて停車させます。
- 乗降時はやや時間がかかります。手摺り等何かつかまるものがないと、ステップ等の昇降が困難です。
- 乗降時に急がせたりすると思わぬ事故の原因になります。特にバスでは、着席または手摺りにつかまったことを確認して発車します。



高齢者を疑似体験し、安全確保の必要性を認識する

高齢者は、加齢に伴い筋力の低下、機敏性の低下、順応性の低下などが顕著となり、すばやい行動が困難となります。このような特性を知るためには、高齢者の行動特性を身を持って知ることも大切です。

K社では、運転者自らが、高齢者疑似体験装置を装着して乗降するなどの体験を通じて、安全確保の必要性について認識を深めています。



VII.危険の予測 及び回避

本章では、バス運行をとりまく様々な危険性を予測することの必要性などについて整理しています。

指導においては、危険予知訓練の手法を用いて、危険の予測及び回避の方法を理解させるとともに、必要な技能を習得させていくことが重要です。

 【指針第1章 2-(7)】

2. 危険予測のポイント

指導のねらい

危険予測においては、道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性、天候などに潜む危険を把握しておくことが必要であることを認識させましょう。

(2) 悪天候・夜間の危険への配慮等

CHECK!

ポイント

悪天候や夜間においては、事故発生のリスクが高まります。どのようなリスクがあるのかを理解・確認し、危険への配慮とともに、慎重な運転をすることで事故を回避できることを認識させましょう。加えて、緊急時における適切なハンドル・ブレーキ操作の重要性についても理解させましょう。特に、貸切バスの運転者に対しては、実際に運転する自動車等を用いて、緊急時においてもブレーキを適切に操作できるよう静止状態において繰り返しブレーキを強く踏み込む練習をさせましょう。

【解説】

(悪天候・夜間の危険への配慮)

① 雨天時

○スピードを落とす

雨が降り始めたらスピードを落とし、前車との車間距離をとって慎重な運転をすることが必要です。高速道路で速度規制が出されたときには、必ずその速度を守らなくてはならないことを認識させましょう。急ハンドルや急ブレーキはスリップの原因となることを理解させましょう。

○無理な進路変更をしない

視界が悪くなり、水滴などでミラーも見えにくくなることから、無理な進路変更はせず、慎重な走行を心がけさせましょう。

② 降雪時・積雪時

○無理な運行は避ける

吹雪などで視界が悪いとき、さらに天候の悪化の恐れがあるときなどは、無理な運行は避け、安全な場所に一時退避するなどして様子を見るように心がけさせましょう。

○十分な車間距離を保ち、スピードを落とす

降雪時・積雪時には、スリップした前車に追突する事故も多く見られますので、車間距離は通常の2倍以上をとり、スピードを落として慎重に走行することが必要です。交差点付近など、交通量の多い場所では圧雪状態となって滑りやすくなっていることもあるため、注意が必要であることを理解させましょう。

○チェーンの装着

積雪路面となった場合、道路情報板ですべり止め規制などの表示が出たときなどには、早めにチェーンの装着をすることが必要です。スタッドレスタイヤは、雪道や凍結した道路での走行性能には優れていますが、決して万能ではありません。スタッドレスタイヤの過信は禁物であることを認識させましょう。

③ 濃霧時

○フォグランプの点灯

対向車に自車の存在を知らせるために、ヘッドライトやフォグランプを早めに点灯させます。ガードレールやセンターラインなどを目安に走行するとともに、他車の動きに注意を払うことが必要であることを認識させましょう。

○無理な運行は避ける

霧の発生は一時的なものであるため、無理な運行はせず、安全な場所に一時退避するなどして様子を見るよう心がけさせましょう。

○前車のブレーキに注意

霧が出てきたら減速し、前車のテールランプを目安に速度を落とします。前車のブレーキランプには特に注意し、追突事故を防ぐことが必要であることを認識させましょう。

④ 強風時

○ハンドルをしっかりと握り、スピードを落とします。特に、橋の上、トンネルの出入口、切りとおしなどでは強風が吹きやすく、注意が必要であることを認識させましょう。

○また、ハンドルがとられたときには、あわてずに、アクセルから足を離して減速し、小刻みにハンドルを操作して態勢を立て直すことが必要であることを認識させましょう。

⑤ 夕方・夜間

○ヘッドライトの早めの点灯

見えにくい時間帯に自車の存在を知らせるために、ヘッドライトは早めに点灯します。安全のためには、昼間においてもヘッドライトの点灯は効果的であることを理解させましょう。

○夜間の一般道走行ではスピードを落とす

夜間は横断中の歩行者や側方の自転車や二輪車・原付を見落としがちです。夜間に一般道を走行する場合には、スピードを落とし、急な飛び出しにも十分停止できる速

度とすることが必要であることを理解させましょう。

(緊急時に備えた訓練)

⑥緊急時のブレーキ操作

緊急時に急ブレーキ等の操作を適切に行えることが必要であり、そのためには、普段からの訓練が重要です。訓練に際しては、車両は静止状態であっても、急ブレーキを操作する場面を想定して、ブレーキを操作しましょう。

XI. 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

本章では、「衝突被害軽減ブレーキ」、「車線逸脱警報装置」等の自動車に備えられている安全性の向上を図るための装置（以下、「運転支援装置」）の特性と使い方を理解した運転の重要性について整理しています。

指導においては、装置を過信し、事故に至るケースがあることを理解させましょう。また、運転支援装置の限界を心得て正しく使用するために、運転支援装置の限界とメーカーによる作動等の違いを明確にさせ、運転支援装置に頼り過ぎた運転にならないように指導しましょう。

【指針第1章2-(1.1)】



1. 安全性の向上を図るための装置に係る事故の事例

指導のねらい

運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する場合があります。運転者が事故の特徴を理解し、運転支援装置の機能を正確に把握することの必要性を実感できるような指導を心がけましょう。

CHECK!

ポイント

自動車に搭載された運転支援装置の性能に関する知識や理解が不十分であることや、性能を過大評価することが事故の要因となることを、具体的な事例を基に以下で説明しています。

車両メーカー毎に性能の違いがあることや、一般的な認識と正確な性能や作動条件には違いがあることを知るきっかけとなるよう指導しましょう。

【事件事例】

トラックでは、運転支援装置への誤解により、下記のような事故が起きています。バスでも同様な事故が起こらないようにしましょう。

（参照：平成22年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」第3分冊より）

- アダプティブ・クルーズ・コントロール装置を自動ブレーキのようなものと誤解して使用し、大型トラック（衝突被害軽減ブレーキ非搭載）が高速自動車道を約85km/hで運行中、当該トラックの運転者が運転席後方の自分の荷物を取るため脇見運転となり、前方の渋滞に気付くのが遅れ、この渋滞の最後尾の乗用車に追突し、5台を巻き込む多重事故となった。この事故により、追突された乗用車のうち1名が死亡、2名が重傷、7名が軽傷を負った。
- トラック運転者が早朝運行中に眠くなってきたため、アダプティブ・クルーズ・コントロール装置を自動運転のようなものと誤解して使用し、トラック（衝突被害軽減ブレーキ非搭載）が高速自動車道（制限速度80km/h）を約80km/hで運行中、当該トラックの運転者が居眠り状態となり、路側帯でタイヤ交換をしていた2人をはねた。
この事故により、はねられた2人は全身を強く打ち、間もなく死亡した。



安全運転支援装置や警報音を適切に使用する指導

安全運転支援装置は「ドライバーを支援」することを目的としており、安全運転支援機能を「正しく使う」ことが前提です。勝手な判断で警報音、装置の切断等をしないよう、適切に使用するよう指導しましょう。

2. 運転支援装置の性能及び留意点

指導のねらい

運転者に直接作用する、代表的な運転支援装置の性能および注意事項を記しています。

自動車に搭載された運転支援装置の性能と注意事項を認識させるとともに、装置の性能を過信せず常に運転に集中し、安全運転を心がけるように指導しましょう。

下記の代表的な装置の説明に加え、メーカー毎にも作動条件等に違いがあることを認識させ、運転者に対し、自社の車両に装備されている運転支援装置の性能や適正な使用方法を指導しましょう。管理者・運転者が一体となり、メーカー担当者から十分な説明を受けることも有効です。

(1) ブレーキ制御を行う装置



ポイント

ブレーキの制御を行い、衝突時の被害軽減や车速の維持を行う運転支援装置は特に運転者が性能を過信しがちです。装置の性能や限界等の注意事項とともに、運転に集中することの重要性を、指導を通じて運転者は意識する必要があります。

また、これらの装置の作動を、運行管理者等が把握できる体制づくりも重要です。

【解説】

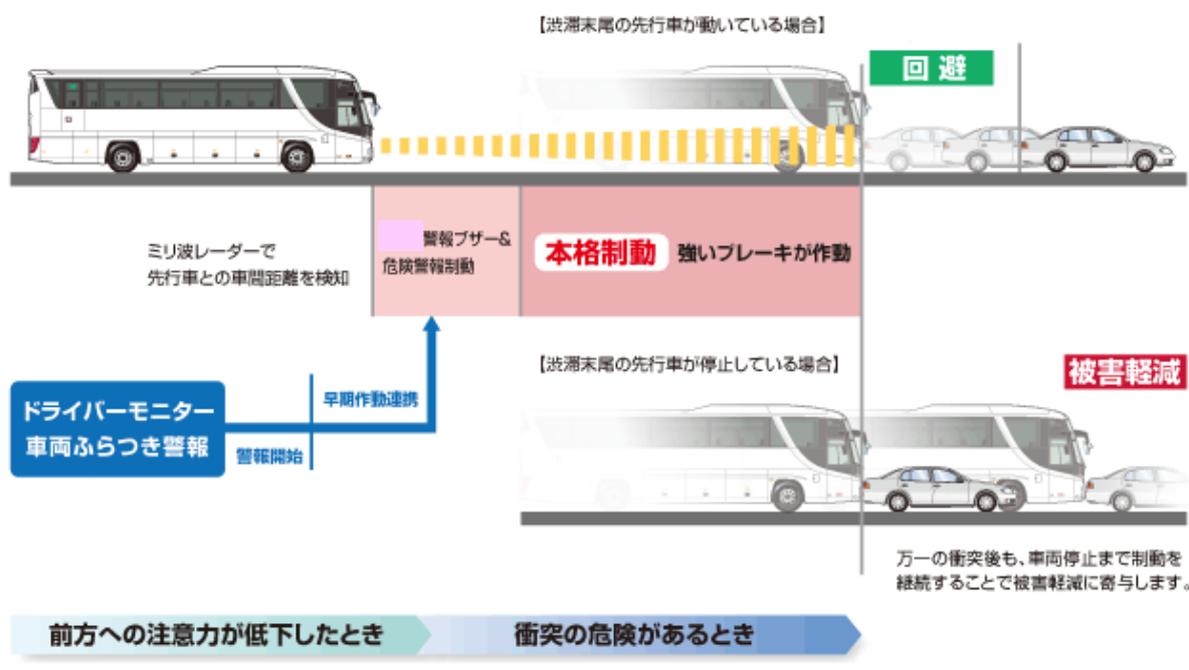
① 衝突被害軽減ブレーキ（前方障害物衝突被害軽減制動制御装置）

○性能

- レーダー等により先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。
- 追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。
- それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。
- 先行車が急ブレーキを掛けるなどで衝突被害軽減ブレーキの範囲を超えてしまう場合には、運転者の操作が必要となるため、運転者は交通状況の把握を常に行う必要があります。

○注意事項

- ・衝突被害軽減ブレーキは、当システムのみで衝突を回避したり、安全に停止するというものではありません。
- ・レーダーセンサーに汚れ等が付着している際にはシステムが正しく作動しない恐れがあります。



資料提供：日野自動車株式会社

②アダプティブ・クルーズ・コントロール/ACC（定速走行・車間距離制御装置）

○性能

- ・レーダー等で前方を監視し、運転者がセットした車速を維持するとともに、自車両よりも遅い先行車がいる場合には、先行車との車間距離を適正に維持して追従走行します。

○注意事項

- ・運転操作が軽減されることや、先行車との車間距離が維持される安心感から、居眠り運転や、装置を過信して前方不注意となり、事故の要因となる場合があることを運転者に徹底して指導し、理解を促しましょう。

(2) ハンドル操作の警告や支援を行う装置

CHECK!

ポイント

運転者のハンドル操作や車両の挙動から、運転者に対して適切な操作を行うように警告を発したり、操作力を支援する装置は、ドライバー自身の操作を前提としたものであることを解説しましょう。路面や天候、周囲の交通状況等に集中することが必要であることを指導しましょう。

【解説】

① ふらつき注意喚起装置

○性能

・運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようになります。

○注意事項

・ふらつき注意喚起装置は、居眠り運転や脇見運転を可能とする装置ではありません。
・本装置は検出できない環境や運転操作があるため、走行中すべての状況を網羅したモニター装置ではないことをきちんと説明し、走行中は油断せず、常に集中するよう運転者に指示しましょう。

② 車線逸脱警報装置

○性能

・走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報が作動します。

○注意事項

・後付け装置の中には、ウィンカーと連動せず車線変更や交差点などで曲がった際に警報が作動するものもあるため、運転者は自社の装置の性能を把握する必要があります。

③ 車線維持支援制御装置

○性能

・カメラで前方の車線を認識し、高速道路の直線路で車線を維持して走行するのに必要なハンドル操作を適切に支援します。

○注意事項

・本装置はハンドル操作力の軽減であり、装置単体が車線維持の全てを行うものではなく、運転者が適切なハンドル操作を行う必要があることを、指導を通して呼びかけましょう。

(3) 車体維持を支援する装置

CHECK! ポイント

通常の運転時には作動せず、横転の危険に直面した際に、運転者への警告とエンジン出力や制動力の制御により、危険を軽減する装置です。運転者は横転の危険に遭遇しないよう、路面や天候、周囲の交通状況等に集中する必要があります。

【解説】

○ 車両安定性制御装置

○ 性能

- ・ 急なハンドル操作や積雪がある路面の走行などを原因とした横転の危険を、警報音などにより運転者に知らせるとともに、エンジン出力やブレーキ力を制御し、横転の危険を軽減させるものです。

〈 車両安定制御システム 装着車と非装着車の比較 〉



資料提供：日野自動車株式会社

○ 注意事項

- ・ 本装置は急ハンドルや積雪のある路面の走行を可能にする装置ではないので、本装置を過信した運転をしてはならないことを指導し、どんな環境においても安全な運転を心がけるよう、運転者に呼びかけましょう。